

人と自然・夢の架け橋ふるさとづくり
遊子川集落づくり計画書 (第3次計画)

星とホタルと
人が輝く郷、遊子川



人と自然・夢の架け橋ふるさとづくり



遊子川地域活性化プロジェクトチーム
遊子川もりあげ隊

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 遊子川の現状	
(1) 地理的位置と概要	P. 2
(2) 人口構成と各集落構成	P. 3～5
(3) 遊子川の産業構造と就業者	P. 6
(4) 地区内の年間行事	P. 7
(5) 各種団体の活動概要と構成人員	P. 8～12
(6) 遊子川の資源	P. 13～14
3. 集落づくり計画書の策定に向けて	
(1) 遊子川地域活性化プロジェクトチームの結成と目的	P. 15
(2) 集落づくり計画策定の過程	P. 16～18
4. 集落づくり計画書	
(1) 遊子川の将来像	P. 19
(2) 基本方針と実施計画	
① 共通目標	P. 20
② 自治総務部	P. 21～22
③ 福祉部	P. 23～24
④ 産業部	P. 25～26
⑤ 教育文化部	P. 27～28
(3) 遊子川地域活性化プロジェクトチーム役員体制	P. 29
5. 計画実現をめざす決意	P. 30
6. 参考資料	
(1) 遊子川地域活性化プロジェクトチーム規約	P. 31～34
(2) 遊子川もりあげ隊組織図	P. 35

はじめに

平成 22 年から始まった遊子川集落づくり計画は、10 年を経て第 2 次計画の最終年度を迎えました。当初の目標である「集落機能が危機的状态に陥っている中、今後の集落のあり方、自分たちが何を行い、何ができるかを考え計画、実践していくことで集落の維持、活性化に繋げていく」がどのような現状になっているのかを確認し、新たな第 3 次計画作成を行う時期になりました。

地域の人口、世帯数、高齢化率は資料（別紙）のとおりで、明るい兆しは見えません。政府は政策的に取り組みを行っているものの、都市部への人口集中や産業構造の変更がなければ、現状の流れが大きく変わることはないでしょう。とは言え、座して地域の消滅を待つわけにはいきません。遊子川で生活するしかない私たち、可能な限り知恵を出し行動を起こしていきましょう。

10 年間の取り組みでいくつかの前進がありました。

- 1、生活道、避難経路の整備は毎年継続されてきています。
- 2、高齢者の訪問活動や三世代交流、子どもの成長への取り組みも維持されています。
- 3、交通弱者対策のデマンドタクシー運行で年間利用者は 1,000 名を超えています。今後ますます高齢化の進行が予想される中、必要性は増していくでしょう。
- 4、遊子川の紹介、地区外の人たちとの交流促進を目指した取り組みを進めました。
①「自主映画の作成」は大きな反響がありました。②農家レストラン「食堂ゆすかわ」と企業組合遊子川ザ・リコピンス設立は地区外からも評価されています。③トマトオーナー制度も好評を得ています。④やまびこグラウンド・ゴルフ大会は毎年地区外の人たちが 100 人以上参加されます。⑤雨包山での春満喫ツアーも地区外の参加者多数です。
- 5、地域の耕作放棄地対策や美化活動も継続されています。
①毎年のクリーン大作戦は多くの地区住民で取り組まれています。②南平耕作放棄地、天満神社下、小狭公園、小学校跡グラウンド等の草刈や管理も継続されています。③ヤマアジサイ保護を含めた雨包山の草刈、清掃にも取り組んできました。
- 6、生活環境維持が困難な高齢者から、「なんでも屋ゆすかわ」への草刈作業依頼者は年間約 10 名（延べ約 25 回）で、年間作業時間数約 250 時間と役割を果たしています。

これからの重点検討課題として、「地域の活性化維持を目指す組織の在り方」の検討を進めることが求められています。人口が減少していく中で、各団体の活動が停滞する傾向にあるとともに、1 人がいくつもの役職を兼務している現状。必要、重要なものは何か？一定の判断をせざるを得ないものは何か？持続可能な遊子川を目指して、皆が力を合わせていける組織体制、運営を検討することが必要な時期になっていると思います。皆の知恵と意見で、明るい遊子川を目指して進めれば幸いです。



令和 3 年 4 月

遊子川地域活性化プロジェクトチーム 会長 浦田 達徳

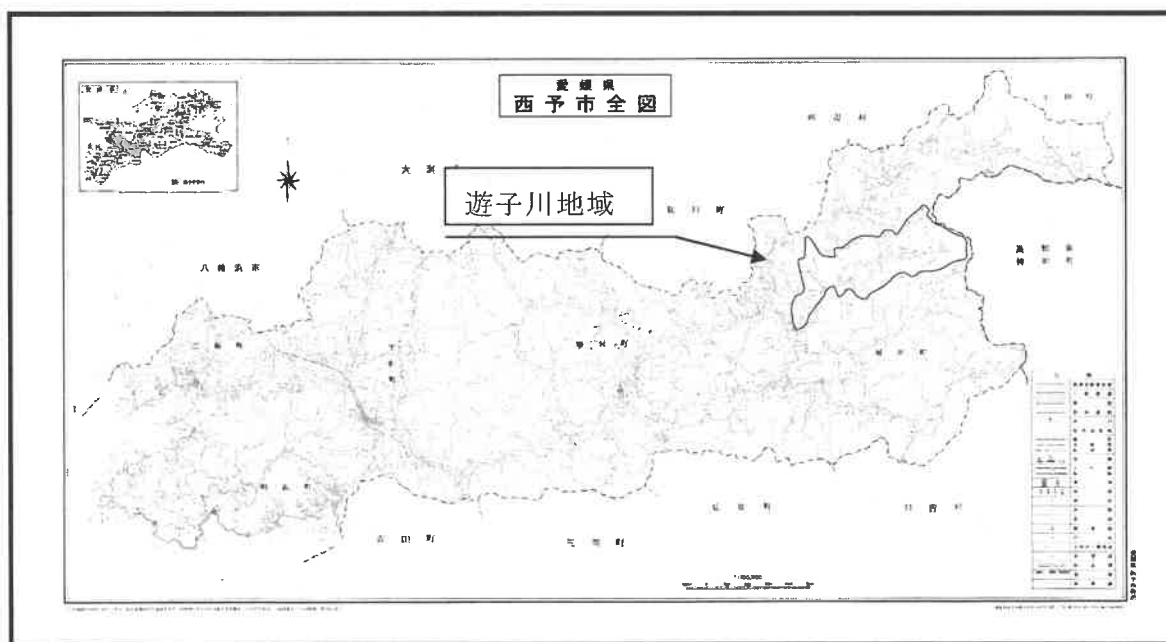
2. 遊子川の現状

(1) 地理的位置と概要

遊子川地区とは旧の大字単位で、遊子谷と野井川の2つの集落です。その遊子川は、愛媛県の南予北部に位置し、県都松山市から約80kmの地点に位置しています。西予市の中心部からは約30kmの地点で西予市の東部になります。また、遊子川の東側は、高知県梶原町と四国山地の分水嶺をもって接しています。そのため、四国山地に連なる町内で最高峰の雨包山(1,111m)をはじめ、周囲を山嶺に囲まれ、全般に起伏の多い峡谷型となっています。耕作地は東西に流れる河川沿いと、山腹の斜面に段丘状に開かれているだけで、耕作地としての条件はあまり良くないのが実状です。

気候は温暖であるように思えますが、山間部であるのと同時に、高い山々に囲まれていることと、各集落の中心部の標高が高いことから、気温の変化が大きく積雪量も比較的多い地域です。

河川は野井川を中心として、支流がこれに注いでいます。後背が急峻なため一時的増水時以外の流水量は少ないですが、大きな山のふもとであることから、年間を通じて本流では渇水になることはほとんどありません。そのようなことから、きれいな水と空気に育まれて生活しているのが、私たち遊子川の人々なのです。



(2) 人口構成と各集落構成

遊子川の人口（R2.12.31現在）は、男142人、女138人の計280人。世帯数は、134戸となっています。

総務区ごとでは、遊子谷が人口179人、世帯数91戸。野井川が人口101人、世帯数43戸となっています。

地区全体で平均年齢が5年前（H27）より約3歳上がり64.1歳、高齢化率（65歳以上の人口比率）は、前回の56.9%から1.5%上がり58.4%となっています。

集落ごとでは、11集落のうち平均年齢が60歳を超えている地区が9集落、高齢化率が50%を超えている地区が8集落という現状です。

5年前と比べるとどの地区も人口が減少し、平均年齢や高齢化率が上がる一方で集落の運営、伝統文化、環境整備など、様々なところに支障をきたす状況になっています。

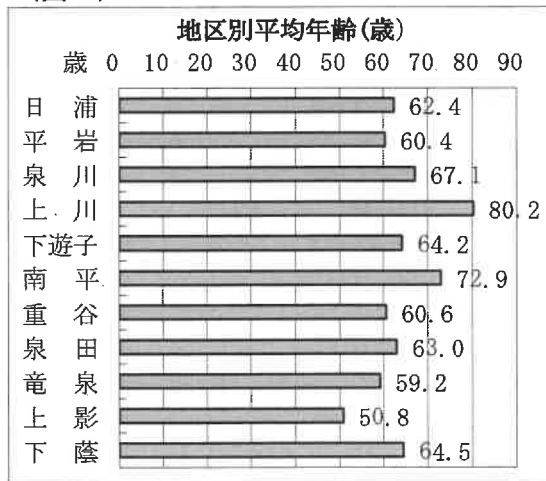
*資料：住民基本台帳

(表1) 地区別人口表 (R2.12.31現在)

地区名	世帯数(戸)	男(人)	女(人)	計(人)	平均年齢(歳)	高齢化率(%)
遊子谷	日 浦	25	26	51	62.4	62.7
	平 岩	24	27	51	60.4	49.0
	泉 川	10	6	16	67.1	68.8
	上 川	7	6	13	80.2	92.3
	下遊子	13	15	28	64.2	50.0
	南 平	8	12	20	72.9	80.0
	計	91	87	92	179	67.9
野井川	重 谷	16	14	30	60.6	50.0
	泉 田	11	11	22	63.0	59.1
	竜 泉	13	11	24	59.2	54.2
	上 影	5	2	7	50.8	42.9
	下 蔭	10	8	18	64.5	33.3
	計	43	55	101	59.6	47.9
合 計	134	142	138	280	64.1	58.4

*高齢化率・・・65歳以上の人口比率

(図1)



(図2)

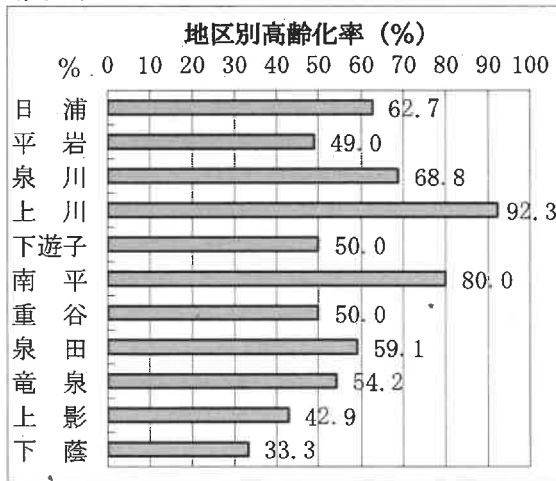


表2の地区別年齢別人口構成をみると、50歳以上の人口が全体の約78%を占め、少子高齢化に歯止めがかからない現状です。

また、5年前の平成27年と比較すると、すべての地区で人口が減少し、全体では58人の人口が減少しており、集落機能をこれまで通りに維持していくことが困難になる可能性があります。

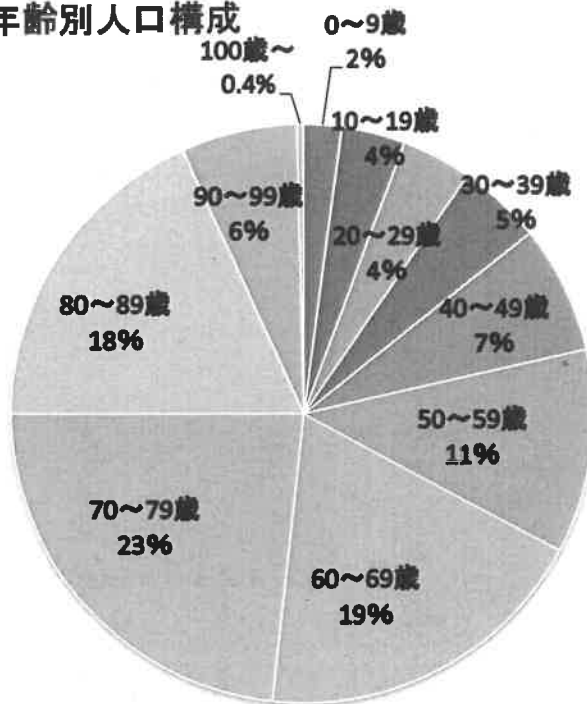
地区別年齢別人口構成表

(表2)

(R2. 12. 31現在)

地区 (歳)	日浦		平岩		泉川		上川		下遊子		南平		重谷		泉田		竜泉		上影		下陰		計		割合				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		計			
0～9		1		2										2			1							3	3	6	2%		
10～19	2	1	2													1	1	1	2					7	3	10	4%		
20～29	2		1	1					3	1				2							1			9	2	11	4%		
30～39	2	1	1	1	2					1	1	1	1	1	1									7	6	13	5%		
40～49	1	2	3	1										2		4	2	2	1	1	1			13	7	20	7%		
50～59	3	1	3	3	1		1		3	1				4	2	1		2	1				3	3	21	11	32	11%	
60～69	4	5	8	7	1	2		1	3	4	1	3	1	1		1	2	3					4	2	24	29	53	19%	
70～79	8	8	4	4	4	2	2	1	1	3	5	3	1	5	3	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	32	33	65	23%
80～89	3	5	2	5	2	2	2	4	2	4		1	3	4	2	2	3	2	1				2	20	31	51	18%		
90～99		2		3			2		1	1	1	3		1	1								1	6	12	18	6%		
100～												1												0	1	1	0.4%		
計	25	26	24	27	10	6	7	6	13	15	8	12	16	14	11	11	13	11	5	2	10	8	142	137	280				
合計	51		51		16		13		28		20		30		22		24		7		18		279						
H27年比較	-10		-14		-7		-2		-2		-6		-1		-3		-4		-2		-6		-58						

年齢別人口構成



地区内の人口推移は、平成元年の656人から5年ごとに50人を超える人口減少により、平成30年には296人とこの30年間に360人の減という著しい減少傾向となっています。前ページの年齢別人口表を見ても分かるように、5年後、10年後とますます減少の一途を辿っていくことは避けられない状況です。

これから、ますます少子高齢化、過疎化による人口減少傾向が進むことが予測される中、地区内の行事をはじめ、集落内の様々な行事運営等に影響をきたすのではないかと懸念されます。

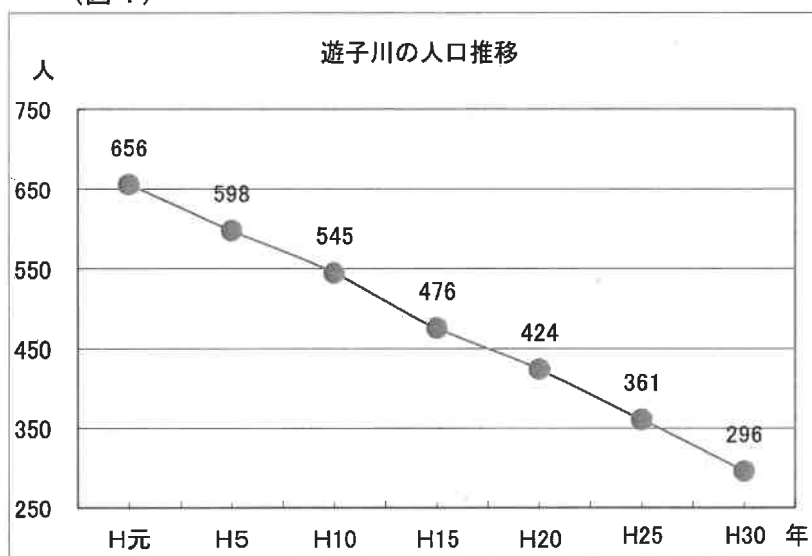
遊子川の人口推移

(表3)

資料：住民基本台帳

地区名		H元	H5	H10	H15	H20	H25	H30	H元～H30	
									増・減	減少率
遊子谷	日浦	122	107	98	90	77	64	52	-70	57%
	平岩	100	106	104	97	83	72	53	-47	47%
	泉川	60	51	46	37	35	29	18	-42	70%
	上川	44	40	31	20	17	16	13	-31	70%
	下遊子	47	46	43	32	34	30	30	-17	36%
	南平	60	52	41	32	31	27	25	-35	58%
	計	433	402	363	308	277	238	191	-242	56%
野井川	重谷	64	61	52	45	41	33	32	-32	50%
	泉田	55	41	38	40	25	25	22	-33	60%
	竜泉	50	45	39	32	32	29	24	-26	52%
	上影	14	13	14	12	12	9	8	-6	43%
	下蔭	40	36	39	39	37	27	19	-21	53%
	計	223	196	182	168	147	123	105	-118	53%
合計		656	598	545	476	424	361	296	-360	55%
前回比			-8	-9	-15	-19	-23	-28		

(図4)



(3) 遊子川の産業構造と就業者

当地区は、急峻な山地に囲まれ、平野部が少ないものの基幹産業は農業であり、農家戸数は、総戸数の約 55%程度と高齢化の影響が大きくなっています。作物別では、水稻が最も多いものの、出荷戸数は 30 戸余りしかなく、自己消費が大部分を占めています。野菜では、トマトの販売額が多いものの、年々減少傾向にはありますが、近年、新規就農も数件みられ、また、集落応援隊もトマト農家としての意欲がみられます。その他の野菜も一部出荷実績はありますが、数戸にとどまっています。また、鳥獣被害が年々拡大・深刻化し、農家の人的・経済的な負担も増えてきており、生産意欲の低下や耕作放棄地の増加にもつながっています。



しかし、中山間地域の地形を活用した果樹は、出荷戸数は減少しているものの、生産量は栗・柚子を中心に横ばい傾向にあります。山際や棚田などは稲作に労力を要することから、高齢化などの理由や耕作放棄地対策としても作付けがされているものの、将来は、高齢化の進行による果樹園の荒廃も懸念されています。

畜産は、数戸が繁殖牛の飼育を小規模に行っていましたが、現在は飼養農家はありません。

林業は、地区面積の 90%を山林が占めているものの、長く材価の低迷が続き、生産量も減少し、販売戸数も年間数戸となっています。乾しいたけの栽培戸数は、半減しており、販売戸数も 20 戸程度と減少傾向にあり、中国産農産物の消費者ばなれ等の影響があるものの、単価・生産額ともに減少傾向にあります。

2015 年農林業センサスによりますと、自営農業の従事者数は 121 (157) 人、農業従事者の平均年齢は、男 66.9 (62.5) 歳、女 72.7 (64.8) 歳となっており、高齢化が進んでいます。総農家数 73 (99) 戸のうち販売農家 50 (64) 戸しかなく前回調査から 2 割近く減少しています。退職や離職によると思われる専業農家が数戸増えているものの全体に減少しています。

他の産業としては、建設事業者が 1 事業所で、地域雇用のほとんどを占めています。また、商店は JA 委託店 1 店舗に簡易郵便局があるのみで、買物弱者の増加につながるるとともに、過疎化・高齢化の進行の大きな要因となっています。

しかし、特産品開発班による「食堂ゆすかわ」の運営や特産品の開発・販売など、地域の雇用拡大や交流人口拡大、PR 効果など地域に大きく貢献しており、今後も地域の産業・観光資源として期待されています。



農林業以外の就業者は、ほとんどが地区外で就業しています。若年層や現役世代層の昼間人口の減少は、火災や災害時など高齢者等の不安を増加させるとともに、地域の低迷にもつながる重要な課題となっています。

(4) 地区内の年間行事

【4月】遊子川地区合同歓迎会、上川神仏講（上川区）
雨包山春満喫ツアー、各種団体総会



【6月】クローカー大会（老人クラブ）
危険箇所点検（愛護班）、バレー大会（スポ協会）



【7月】わくわく体験活動（愛護班）
夏越祭（天満神社）



【8月】盆踊り大会、施食会（誓願寺・宝泉寺）
戦没者慰霊祭（誓願寺）、夏越祭（河内神社）

【9月】オールドスターズ夢の球宴（スポ協）
遊子川地区合同運動会



【10月】城川オリンピック（スポ協）
遊子川地区敬老会
遊子谷秋祭り（天満神社）



【11月】高齢者の集い（たんぽぽの会）
校区別人権・同和教育懇談会
野井川秋祭り（河内神社・恵美須神社）
遊子川やまびこグラウンド・ゴルフ大会

【12月】三世代交流活動（愛護班）
遊子川地区クリーン大作戦



【2月】祈祷はじめ（誓願寺・宝泉寺）

【3月】社会教育セミナー
遊子川地区合同送別会

(5) 各種団体の活動概要と構成人員

○遊子川新泉組 (役員 4 名、会員 17 名)

- ・盆踊り大会夜店協力
- ・遊子川地区敬老会アトラクション
- ・奥伊予リレーマラソン参加
- ・オリンピック応援パネル作成
- ・イルミネーションの設置及び撤去



○奥伊予ゆすかわ塾 (役員 3 名、会員 18 名)

- ・こいのぼり立て
(教員住宅横～泉川)
- ・小狭公園・天満神社
周辺清掃作業



○ゆすかわ女性塾 (女性防火クラブ兼) (役員 6 名、会員 12 名)

- ・料理講習会
- ・盆踊り大会
- ・遊子川地区敬老会アトラクション
- ・オリンピックバザー
- ・一日研修
- ・独居老人宅訪問



○遊子川老人クラブ (役員 9 名、会員 31 名)

- ・クロッキー大会
- ・オールドスターズ参加
- ・三世代交流
- ・一日研修
- ・神社、診療所周辺清掃
- ・門松づくり
- ・料理教室



○婦人学級さわやかミセス（役員 3 名、会員 13 名）

- ・手芸教室
- ・料理教室
- ・盆踊り協力
- ・生花教室



○スポーツ協会遊子川分会（役員 26 名、会員は全住民）

- ・遊子川地区運動会
- ・オールドスターズ夢の球宴
- ・城川オリンピック
- ・奥伊予リレーマラソン



○遊子川地区愛護班連絡協議会

（役員 23 名、会員は全住民）

- ・危険箇所点検
- ・わくわく体験活動
- ・三世代交流



○たんぽぽの会（役員 2 名、会員 5 名）

- ・高齢者の生きがいがづくり活動



○消防遊子川分団（役員 3 名、団員 34 名）

- ・毎月 5 日防火の日（機械器具点検及び
夜間警戒）

- ・夏季訓練
- ・防火デー
- ・消防操法大会（2 年に 1 回方面隊で実施）
- ・出初式
- ・年末特別警戒



○遊子川財産区（議員 5 名、事務局 1 名）

- ・ 財産区山林管理
- ・ 議会の開催



○遊子川地区自主防災会（役員 19 名、会員は全住民）

- ・ 避難路整備
- ・ 防災訓練
- ・ 防災備蓄品整備



○安全協会遊子川分会（役員 21 名）

- ・ 交通安全週間に街頭指導、交通安全呼びかけ旗設置、交通茶屋
- ・ 毎月 20 日街頭指導
- ・ 盆踊り、運動会の交通整理



○遊子川猟友会（役員 2 名、会員 11 名）

- ・ 有害鳥獣駆除及び 11 月～2 月までの猟期中の活動

○遊子川遺族会（会員 11 名）

- ・ 年 3 回程度の忠魂碑周辺草刈、清掃作業
- ・ 2 年に 1 度戦没者追悼式開催
- ・ 年 3 回の護国神社・靖国神社参拝参加
- ・ 2 年に 1 度の西予市追悼式参加



○遊子川創生事業推進協議会（役員 5 名）

- ・ 交通の整備、並びに河川に関する調査研究及び、関係機関に対する運動
- ・ 用地に関する事項



○ユスモク・クラブ（役員 6 名、会員 33 名）

- ・ 木工技術の習得に係る研修、講演会、
展示会等を開催
- ・ 地域に対する木工文化の普及振興
- ・ 木工作品の製作、販売



○なんでも屋ゆすかわ（役員 4 名、会員 10 名）

- ・ 各種生活援助作業請負



○遊子谷七鹿踊り保存会（役員約 10 名、会員約 20 名）

- ・ 七鹿踊りの保存・伝承



○遊子谷総務区（役員 12 名）

- ・ 区有林管理等
- ・ 伝承文化等の保存

○野井川総務区（役員 8 名）

- ・ 区有林管理等
- ・ 伝承文化等の保存



浦安の舞



楽念仏



盆踊り大会



敬老会



遊子川地区グラウンド奉仕作業



バレーボール大会



城川オリンピック



やまびこグラウンド・ゴルフ大会



雨包山春満喫ツアー



三世代の集い

(6)遊子川の資源

遊子川には様々な資源があります。資源に目を向けて地域のためにうまく活用していきましょう。

ここでは歴史的資源・観光資源および産業資源と分類しました

- ▲・・・歴史的資源
- ☆・・・観光資源
- ◎・・・産業資源



☆大銀杏
遊子川のシンボル
樹齢約770年 高さ約30m



☆小狭公園と東屋
東屋から見る桜は絶景

遊子川のうまいもん
(産業資源)

- ◎ゆず ◎トマト
- ◎しいたけ ◎栗

☆雨包山 標高1,111m
遠く宇和海が望める
☆樽滝 登山道横にあり
☆山あじさい 山頂付近

▲神の樹
神様がついていた杖から生き
づいたものとされます

▲天満神社秋祭
10月下旬の日曜開催
昭和57年町指定文化財の
浦安の舞や昭和43年県指
定文化財の七鹿踊りが奉
納されます



▲上川神仏講
昭和56年国の文化財指定
さまざまなお講行事を1日
で行っています



(旧)遊子川小学校

遊子川地域づく
り活動センター

▲白岩城跡
昭和47年町文化財指
定

▲楽念仏
野井川、遊子谷ともに8
月10日の施食会に念仏を
供える



☆桂木
桂の大木 昭和30年頃
に主幹を伐採したが、
高さ20メートルほどに
ひこばえが育っている

☆星空
街灯の影響が少なく、
見事な星空を見ることが
できます

☆雲海
秋深まるころ、遊子
川では雲海に出合え
るようになります

▲茶堂
地区内に11ヶ所残存



☆ホテルの群生
地区の中心を流れる
野井川では初夏には
あちらこちらで群舞
が見られます

▲ホロ口岩
土居との境にあり、竜王
様が祭られています

3. 集落づくり計画書の策定に向けて

(1) 遊子川地域活性化プロジェクトチームの結成と目的

近年、少子高齢化・過疎化の進行に伴い遊子川地域のような中山間地を取り巻く状況は極めて厳しく、集落機能の低下から、介護、後継者、公共交通、道路や農林地の維持管理、冠婚葬祭や地域传统文化の保存伝承等にさまざまな問題を抱えている状況となっています。



設立総会

そこで、平成 20、21 年度に遊子川地区社会教育セミナー実行委員会で開催した「夢かけるフォーラム遊子川」において、「遊子川を考える」をテーマに、元遊子川公民館長西勝海氏からの問題提起があり、住民による意見交換等が行われ、地域の将来に対する危機感が大きく高まることとなりました。

こうした住民の抱く強い危機感に対し、遊子川公民館運営審議会において、この問題に対する協議を重ねた結果、住民主体の地域づくりを目指して、地域全住民を会員とする遊子川地域活性化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置することとしました。平成 22 年 8 月に設立総会が開催されました。

プロジェクトチームでは、今後の地域づくりについて実践的な計画を策定し事業を推進することとして、遊子川集落づくり計画を策定。平成 28 年度には第 2 次計画を策定し、これまで 10 年間の実践活動を展開してきました。

集落づくり計画書の策定作業にあたっては、集落づくりアンケート調査を実施し、地域の課題やニーズを分かりやすく数値化するとともに、これまでの実践活動の総括を報告書にとりまとめ、計画書に反映させています。

集落アンケートの結果からも、第 1 次計画及び第 2 次計画に基づく実践活動の成果としては、ある程度は上がっていると受け取れます。しかし、残された課題も多くあり、今後も継続的な取り組みをしていく必要があることがうかがえます。

今後も人口減少、少子高齢化がますます進行していくことが予想されている中、集落のあり方、自分たちが何を行い、何ができるかを考え計画・実践していくことで集落の維持・活性化につなげていくことを目的としています。

内容は、第1次計画及び第2次計画において、実践した活動を踏まえて、これから10年の遊子川地域のあり方（夢＝構想）を計画したことに対し、その実現に向けて今後5年間に取り組むべきことを実施計画として地域全体の思いが詰まった計画となっています。

（2）集落づくり計画策定の過程

プロジェクトチームの会議は、総会、理事会、専門部会で構成され、必要に応じて専門部正副部長会、事務局会を行いました。

第1次計画書の作成作業が始まった平成22年度には、「福祉部」「環境部」「地域振興部」に分かれアンケート調査で得たデータや先進地視察研修での内容、その他資料に基づき、研究や検討を重ね、平成23年3月9日に開催した総会で策定されました。

平成23年度から始まった実践活動では、5つの部会「自治活動部」「企画調整部」「福祉部」「環境部」「地域振興部」を設けて、それぞれ担当する事項について、活動の中心となって取り組みを進めました。

第2次計画を策定するにあたっては、5つの部会でこれまで取り組んできた活動を総括し、これまでの集落づくり計画書を基にして、策定を行いました。



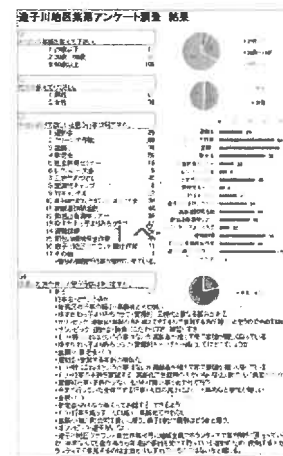
令和2年度理事会

5つに分かれていた専門部会を「自治総務部」「福祉部」「産業部」「教育文化部」の4部会体制とし、具体的な取り組みを行ってきました。

今回、第3次計画を策定するにあたっては、中学生以上を対象として集落アンケート調査を実施し、住民ニーズの把握に努め、4つの部会を中心として第2次計画書を総括し、今後も継続して取り組む事業や見直しが必要な事業について、協議検討を重ねながら集落づくり計画書第3次計画書を作成してきたところです。

今後は、本集落づくり計画書第3次計画に基づき、せいよ地域づくり交付金事業等を活用しながら実践活動へと取り組んでいきます。時間をかけて検討し策定した集落づくり計画書ですので、遊子川地域が一体となって、取り組みを実践していくことが何よりも重要なこととなります。

なお、今後も本集落づくり計画書は、社会及び地域内の情勢の変化等に伴い、必要な見直しを行いながら地域づくりに取り組んでいく予定です。遊子川での暮らしが、笑顔で、夢ある、素敵なものとなるよう今後とも皆様のご協力をお願いいたします。



遊子川地区集落アンケート

せいよ地域づくり交付金事業とは

西予市の中心部に集約された権限や財源を移譲する仕組みとして、平成 23 年度に西予市が独自の政策として制度化。地域の課題解決などのために必要と考える事業を計画し、地域の合意に基づく事業であれば、交付金を自由に活用することができます。

平成 28 年度からは、一部制度が変更され、基礎型交付金（市予算の 6 割）と手上げ型交付金（市予算の 4 割）が設けられています。

○令和 2 年度取組みの経過（第 3 次集落づくり計画書計画策定に向けて）

年 月 日	会 議 名	場 所
R2 年 5 月 14 日	令和 2 年度定期総会	遊子川公民館
6 月 2 日	福祉部会	遊子川公民館
2 日	産業部会	遊子川公民館
4 日	教育文化部会	遊子川公民館
10 日	自治総務部会	遊子川公民館
15 日	正副部長会	遊子川公民館
7 月 14 日	福祉部会	遊子川公民館
16 日	教育文化部会	遊子川公民館
22 日	正副部長会	遊子川公民館

年 月 日	会 議 名	場 所
9 月 14 日	自治総務部会	遊子川公民館
18 日	事務局会	遊子川公民館
10 月 2 日	正副部長会	遊子川公民館
15 日	理事会	遊子川公民館
20 日～11 月 6 日	集落アンケート調査	
25 日	自治総務部会	遊子川公民館
12 月 2 日	事務局会	遊子川公民館
2 日	教育文化部会	遊子川公民館
7 日	正副部長会	遊子川公民館
15 日	産業部会	遊子川公民館
16 日	自治総務部会	遊子川公民館
16 日	教育文化部会	遊子川公民館
22 日	福祉部会	遊子川公民館
R3 年 1 月 13 日	正副部長会	遊子川公民館
20 日	集落アンケート調査結果各戸配布	
20 日	第 2 次計画総括報告書各戸配布	
26 日	せいよ地域づくり交付金説明会	城川支所
26 日	福祉部会	遊子川公民館
2 月 1 日	自治総務部会	遊子川公民館
9 日	産業部会	遊子川公民館
19 日	事務局会	遊子川公民館
25 日	正副部長会	遊子川公民館
3 月 22 日	正副部長会	遊子川公民館
4 月 16 日	正副部長会	遊子川公民館
5 月 10 日	令和 3 年度定期総会	遊子川公民館

4. 集落づくり計画書

(1) 遊子川の将来像

地域のために何かしなければという思いから始まった、遊子川地域活性化プロジェクトチームの活動は、第1次計画（平成23年～平成27年度）、第2次計画（平成28年～令和2年度）を経て、地域の皆さんの頑張りにより、少しずつですが着実に実を結んできました。



令和3年度からはよいよ第3次計画（令和3年～令和7年度）が始まります。今までの様々な取り組みの中で成果があったものや、なかなか上手くいかなかったものなどがあると思います。継続していく事業や見直しをする事業、それらを今からの取り組みに活かしていくことが求められています。

日本における少子高齢化は重大な社会問題であり、経済、自治体、社会保障制度等へ深く影響を及ぼしています。遊子川地区でも少子高齢化の影響は大きく、年々人口が減少しており、過疎化に歯止めが掛からないのが現状です。そんな中でも地域の皆さんが日々協力して地域のため、地域活性化のために頑張っている姿には頭が下がる思いです。

遊子川地区では地域が一丸となり活発な地域づくり活動を行ってきました。しかし、少子高齢化による人口減少が進行し、今までは行えていた地域行事や地域づくり活動が行えなくなってしまう可能性があります。今一度私たちの地域を皆で見つめ直し、人口が少なくても私たち自身で生き活きと暮らせるよう地域行事や組織の再編等の検討が必要になってくると思います。今後の遊子川地区をどうするか、地域の在り方について、今一度皆さんで協議していきましょう。遊子川の将来について地域の皆さんと一緒に考え、地域の課題を洗い出し、情報を共有し、課題を解決していくことが、遊子川地域活性化プロジェクトチームの役割だと思います。

遊子川は小さな地区ではありますが、多くの地域資源があります。先人たちより受け継がれた伝統文化や美しい自然環境はもちろん、地域の中で生活する人々の温かさも貴重な資源です。遊子川地域活性化プロジェクトチームの活動により、遊子川地区の皆さんが明るく、住みやすい地域になれるよう願っております。

遊子川地域活性化プロジェクトチーム

副会長 山本 秀男

(2) 基本方針と実施計画

遊子川集落づくり計画書推進目標

基本方針	推進目標	方 策	説 明	実施年度					実施形態			
				R3	R4	R5	R6	R7	住民	集落	協働	
全体事業												
プロジェクト活動の充実	自治活動支援	遊子川地区生き生き集落づくり活動支援		○	○	○	○	○		○	○	
		地域づくり交付金運営		○	○	○	○	○		○	○	
		地域課題解決に向けた調査・研究		○	○	○	○	○		○	○	○
分科会・実行委員会等												
地域を守る人づくり	U・Iターン受入れ環境の整備	移住の促進活動		○	○	○	○	○		○		○
		SNSとHPの活用（管理者の養成・確保）		○	○	○	○	○		○		○
		公共施設（市営住宅等）利活用の研究・推進・要望		○	○	○	○	○			○	○
笑顔あふれる仕組みづくり	組織づくり	組織再編等の検討・実践		○	○						○	○
正副部長会												
プロジェクト活動の充実	集落づくり計画の推進	会報等による集落づくり啓発活動及び住民ニーズ把握のための懇談会の実施		○	○	○	○	○			○	○
		地域住民自らによる自主財源確保の調査・研究		○	○	○	○	○		○		
		遊子川地域活性化プロジェクトチームの総務・調整		○	○	○	○	○			○	○
		計画実践活動の評価と集落づくり計画書の見直し		○	○	○	○	○			○	○



自治総務部基本方針

「生き生きふるさと、輝く遊子川」

令和3年度から遊子川集落づくり計画書（第3次計画）がスタートします。基本方針としましては、第2次計画に引き続き、自治区活動の充実及び災害に備える地域づくりを掲げています。

部員が主体となってイベント等を実施するのではなく、地域の自治活動の充実を図るための支援や、自治区内財産等の精査を行い、今後のあり方についての検討などを行っていきます。



自治区活動の充実では、県道環境整備を行う各区のコミュニティ推進活動への支援や、各区の市道・生活道・避難経路等への原材料支給を行っていきます。

また、要望の多かった簡易水道等施設管理道への原材料支給の調査と実践を行っていきます。

災害に備える地域づくりでは、南海トラフ地震など、いつ起きるか分からない災害にも備えるべく、自主防災組織や消防団などと連携した避難訓練や備蓄品等の整備を進めていきます。

平成30年の西日本豪雨災害時には土砂災害があり、一時孤立状態となりました。3日間に渡り停電となり携帯電話も使えなくなり、情報も入ってこない、伝えることもできない状況となってしまいました。このため、各地区に小型無線機を配備して非常時に対応するよう計画しています。地域づくり活動を通して日頃から各地区において話し合いを持つことで防災・減災の意識や自助・共助意識の向上を図り、災害に強い地域づくりを行っていきます。



また、令和5年度からは西予市全域の公民館が地域づくり活動センターへと移行することになっています。遊子川公民館がどのような地域づくり活動センターになっていくかは今後の検討課題ですが、自治区活動がより充実し、災害に強い地域になれるようなセンターを目指し、地域の皆さんが高齢者から若者まで気軽に集まれるセンターになればと思います。

自治総務部長 辰巳 暁

遊子川集落づくり計画書推進目標

基本方針	推進目標	方 策 目 標 説 明	実施年度					実施形態						
			R3	R4	R5	R6	R7	住民	集落	協働				
自治総務部	自治区活動の充実	自治活動支援	各総務区・各区のコミュニティ推進活動支援(県道環境整備)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		各区の市道・生活道の原材料支給事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		集落間道路(避難経路等)の原材料支給事業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		簡易水道等施設管理道への原材料支給の調査と実践	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		県道・市道・生活道の維持管理体制の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		計画実践活動の評価と集落づくり計画書の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	自治区内財産等の精査	西予市へ空き家及び危険家屋等の情報提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		自治区行事等の精査及び維持	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		茶堂や公衆トイレ・公園等公共的施設の在り方について検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	災害に備える地域づくり	防災意識の啓発と活動	避難施設の維持管理や備蓄品、機材の配備についての検討及び取り組み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
消防団との連携による住民参加避難訓練及び講習会の実施			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
防災に関する点検・確認を行い、防災マップの見直し実施			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
緊急連絡先の確保	独居世帯及び高齢者世帯の緊急連絡先等の名簿作成(福祉部連携)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						



福祉部基本方針

「人にやさしく笑顔の遊子川」

西日本豪雨災害や新型コロナウイルス感染症などがあり、第2次計画では、予定をしていた推進目標が達成できていない項目もありました。これからの、第3次計画は、新型コロナウイルス感染症の終息と大きな災害が起こらない事を願って、取り組んでいきたいと思えます。



現在の遊子川は、子供たちが少なくなり、65歳以上の高齢者が増えています。そんな人たちがみんながお互いを思いやり、「人にやさしく笑顔の遊子川」の地域づくりを目指します。

①子供に関する支援

子供たちが減少している為、事業の取り組みが難しくなっています。各組織で実施している事業を調整し、より多くの子供たちが参加して、触れ合う機会を作りたいと思えます。

②高齢者に関する支援

80歳を超える高齢者世帯を対象にした「訪問活動」を、関係する諸団体と共に、これからも安否確認や交流を目的に取り組んでいきます。

③生活に関する支援

長期不在者の把握や安否の情報を共有するシステムづくり、買い物弱者の解消を目指す。デマンドタクシーは、買い物弱者の足となっている一面もあるので、廃止にならないように地域の皆さんに利用をお願いすると共に、デマンドタクシーの利用・活用について検討を進めます。



計画内容は、随時見直ししながら充実させていきます。皆さんの声を寄せていただくとともに「人にやさしく、笑顔の遊子川」実現のためお力をお貸しください。

福祉部長 窪地 修

遊子川集落づくり計画書推進目標

基本方針	推進目標	方 策 ・ 説 明	実施年度					実施形態		
			R3	R4	R5	R6	R7	住民	集落	協働
福祉部										
子どもに関する支援	子育て支援・学童世帯に対するサポート	各組織で実施している事業を調整し、誰もが参加できる事業を検討する	○	○	○	○	○	○	○	○
高齢者に関する支援	各種団体行事の調整など	「声掛け運動」「訪問活動」「高齢者の集い」など各組織で実施している事業の連絡調整など	○	○	○	○	○	○	○	○
生活に関する支援	地域での共助	地区単位などで長期不在者の把握ができるシステムづくり	○	○	○	○	○	○	○	○
	買物弱者の解消	買物弱者対策に対する対策の検討	○	○	○	○	○	○	○	○
	デマンドタクシーの活用	利用促進活動	○	○	○	○	○	○	○	○
プロジェクト活動の充実	集落づくり計画の推進	計画実践活動の評価と集落づくり計画書の見直し	○	○	○	○	○	○	○	○



「自然と共に生きるまちづくり」

遊子川地区の人口は、年々減少の一途です。令和3年2月末時点での遊子川の人口は278人であり、平成元年から平成30年までの減少率を考慮すると、今から15年以内には人口が100人を切る時代になってしまうのではないかと危惧しています。以前、100人の村という本が出版され話題を呼びましたが、いよいよ遊子川地区もそれが現実的なものになってきました。



一方、国では東京一極集中が進み、様々なリスクや地域間格差が指摘される中、まち・ひと・しごと創生総合戦略を掲げ、地方への移住促進を積極的に進めています。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の広がり、人口密度の高い首都圏におけるリスクへの脆弱性を地方に住む我々を含めて全国的に実感したところです。

結果、多くの企業で働き方改革として、リモートワークやサテライトオフィスの設置などが進み、今後、地方への移住がさらに拡大されるのではないかとされています。これは、今、地方の地域資源が大きな注目を浴びていると考えられます。

そこで、産業部においては遊子川が誇る地域資源の活用や保全を図りながら、引き続き地域の活性化を推進していくため、第3次計画を作成しました。

今回の計画では、アンケート調査結果や第2次計画の総括を受けて、基本的には従来の推進目標を引き継ぎながら、実践活動を展開していきます。

具体的には、U・Iターン受け入れ環境の整備を進めるため、現在利用されている農地を利用希望者に紹介するような仕組みを構築します。合わせて体験用宿泊施設を整備することで、担い手の確保にも取り組み農地の保全を図りたいと考えております。

また、地域住民の所得向上を図るため、引き続き特産品開発を積極的に進めるとともに、農産物の出荷や集荷への取り組みも検討していきます。

その他、鳥獣被害対策や地域PR活動など、取り組むべき課題についても活動を計画しています。

「春満喫ツアー」や「やまびこグラウンド・ゴルフ大会」等といった、これまで取り組んできた実践活動についても、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう状況ではありますが、状況を考慮しながら継続的に開催し、交流人口拡大と地域コミュニティの活性化を図りたいと考えております。

なお、この第3次計画を実践する過程において、取り組むべき課題が出てきた場合は、適宜計画を見直しながら前向きに取り組んで参りたいと思います。

まずは、世界を驚愕させた新型コロナウイルス感染症が終息し、以前の日常生活に戻れる事を切に願っております。

遊子川集落づくり計画書推進目標案

基本方針	推進目標	方 策 説 明	実施年度					実施形態		
			R3	R4	R5	R6	R7	住民	集落	協働
地域を守る人づくり	U・Iターン受入れ環境の整備	利用可能農地等（セカンドハウス）の把握とあっせん	○	○	○	○	○	○	○	○
		体験用宿泊施設の整備	○	○	○	○	○	○	○	○
	後継者の育成と人口減少の抑止	産業創出・企業誘致等、雇用拡大の調査・研究		○				○	○	○
		交流人口拡大による人的交流の促進	○	○	○	○	○	○		○
農地林地の環境整備	地域資源の活用	農地・林地・遊休農地等の有効利用、有効活用の検討	○		○		○	○		○
		特産品の開発・研究（小遣い稼ぎ・生きがいづくり）	○	○	○	○	○	○		○
		少量出荷・共同集荷・共同出荷（組合）の研究と取組み	○	○	○	○	○	○		○
	鳥獣被害対策	鳥獣被害対策の研究と実践	○	○	○	○	○	○		○
伝統・文化・自然環境の維持	PR活動	パンフ・マップの作成・利活用	○	○	○	○	○	○		○
		地元出身者と住民を通じたの情報提供とPR活動	○	○	○	○	○	○		
	自然環境の維持と改善	現在ある地域資源の保護を図る（ヤマアジサイ・ツルアジサイ等）	○	○	○	○	○	○	○	○
プロジェクト活動の充実	集落づくり計画の推進	計画実践活動の評価と集落づくり計画書の見直し	○	○	○	○	○		○	○



教育文化部基本方針

「暮らしにやさしく夢ある遊子川」

教育文化部では、令和3年度から始まる第3次計画の基本方針として下記の推進目標について取り組んでいきたいと思ひます。

①伝統・文化・自然環境の維持

○PR活動では、地域資源を活用したひとづくりとして取組んでおります「遊子川トマトオーナー制度」や「農業体験ツアー」などのグリーンツーリズムの活動を通して遊子川の自然や地域の人々との交流を図り地域の活性化につなげていきたいと思ひます。



○伝承・維持活動では、昭和62年に当時の学識経験者の方々の努力で発行された「遊子川郷土誌」の発行以降の地域の沿革（歴史の移り変わり）が風化されないためにも地域データの収集に取り組んでいきます。

②人がつながる道づくり

○道路を安全に利用するために毎年取組んでおります地区をあげてのボランティア作業を継続し、地区内の環境美化を進めるとともに地域住民の環境美化意識の向上を図りたいと思ひます。また、支障竹林の伐採やそれらを有効活用する方法についても研究していきたいと思ひます。



人口減少が進む中で、維持するのが困難なことも増えました。住民一人一人が地域の宝です。力を合わせて暮らしやすい遊子川にしていましよう！

教育文化部長 福島 隆

遊子川集落づくり計画書推進目標

基本方針	推進目標	方 策 説 明	実施年度					実施形態		
			R3	R4	R5	R6	R7	住民	集落	協働
教育文化部	伝統・文化・自然環境の維持	PR活動	○	○	○	○	○	○	○	
		伝承・維持活動	○	○	○	○	○	○	○	
		伝承の維持管理、景観維持備品等の修繕・改修	○	○	○	○	○		○	○
人がつながる道づくり	道路の安全利用	地区をあげてのボランティア作業の取り組み（空き缶拾い等）	○	○	○	○	○	○	○	○
		支障竹林等の伐採・活用の研究	○	○	○	○	○	○	○	○
プロジェクト活動の充実	集落づくりの計画の推進	計画実践活動の評価と集落づくり計画書の見直し	○	○	○	○	○		○	○



(3) 遊子川地域活性化プロジェクトチーム役員体制 (令和5年4月現在)

会 長	浦田 達徳	顧 問 高橋 常喜	監 事	竹田 恭平
副会長	富永 誠			西又 圭一
事務局長	水口 美鶴			西又 裕二

役 職	自治総務部	福祉部	産業部	教育文化部
部 長	中井 信	窪地 修	須上 真里	福島 隆
副部長	須上 真一	矢野 洋一	瀧野 清美	水口 美鶴
部 員	富永 誠	高橋 さとる	三瀬 逸雄	駄場 英之
〃	浦部 安弘	福山 貴久美	辻本 京子	三瀬 喜平
〃	山田 一郎	西又 圭一	竹田 恭平	西又 裕二
〃	中川 温	勇 眞喜男	吉岡 大雅	富城 悦美
〃	高田 博昭		富永 武仁	
〃	勇 眞喜男			
〃	福島 隆			
〃	窪地 誠			
〃	玉井 勝			
〃	清水 善則			
〃	藤本 勇			
〃	浦田 達徳			
〃	駄場 光樹			
〃	山本 繁幸			
事務局	金丸 博文	竹元 啓仁	入船 力	水口 優太
〃	芝 陽介		中井 圭介	
〃	遊子川地域づくり活動センター 宇都宮万幸			

地域づくり担当職員	◎金丸 博文	竹元 啓仁	入船 力
(◎は職員責任者)	中井 圭介	水口 優太	芝 陽介

5. 計画実現をめざす決意

- **住みよい遊子川を目指し、力をあわせて取り組もう**
- **無理なく楽しみながら計画に取り組もう**
- **地域みんなで行き組みに参画しよう**
- **遊子川を愛する心を広げよう**
- **お互いに助け合う心を育もう**



遊子川地域活性化プロジェクトチーム規約

(名称)

第1条 本会は、「遊子川地域活性化プロジェクトチーム」という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、西予市遊子川地域づくり活動センターに置く。

(目的)

第3条 遊子川地域における少子高齢化・過疎化の進行に伴い、福祉、教育、防災、産業等あらゆる分野で問題化している事項に対処するため、調査研究を行い、今後の地域づくりについて、実践的な計画を策定し事業を推進する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (2) 遊子川集落づくり計画の策定・実践・評価に関すること。
- (3) 関係機関及び行政との連携協働に関すること。
- (4) その他前条の目的達成に関すること。

(会員)

第5条 本会は、次に掲げる者を会員とする。

- (1) 遊子川地区に住所を有する者
- (2) 本会の趣旨に賛同する者

(理事)

第6条 理事は、次に掲げる者とする。

- (1) 遊子川区域内で、良好な地域社会の維持等に資する地域的な共同活動を目的とした団体から選出した者又は団体の長
- (2) 行政・教育関係団体から選出した者及び団体の長

(設置)

第7条 本会に理事会及び分野ごとに専門部会を置く。

2 専門部会は次のとおりとする。

- (1) 自治総務部
- (2) 福祉部
- (3) 産業部
- (4) 教育文化部

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人

- (2) 副会長 1人
 - (3) 事務局長 1人（地域任用職員）
 - (4) 専門部長 各1人
 - (5) 専門部副部長 各1人
 - (6) 専門部事務局 各1人
 - (7) 監事 3人
- （役員を選任）

第9条 役員は理事の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、総会で選出し、総会で承認する。
- 3 事務局長、専門部長及び副部長、専門部事務局は会長が委嘱する。
- 4 監事は、産業部、福祉部、教育文化部でそれぞれ1名選出し、会長が委嘱する。

（役員職務）

第10条 本会の役員職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長の命を受け庶務会計を掌理する。
- (4) 専門部長は、会長の指示により各専門部の課題を処理する。
- (5) 専門部副部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 専門部事務局は、専門部長の命を受け庶務を掌理する。
- (7) 監事は、会計及び事業運営全般を監査する。

（役員任期）

第11条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応ずる。

（専門部員）

第13条 理事は、理事会の協議により、専門部に所属する。

- 2 専門部員は、必要に応じて専門部会で選出し、会長が委嘱する。

（会議）

第14条 本会の会議は、総会、理事会、専門部会、正副部長会、その他の会

議とする。

(総会)

第 15 条 総会は、役員及び理事及び顧問による総会とし、本会の最高議決機関で毎年 1 回会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会は、3 分の 2 以上の出席で成立する。

3 総会は、事業計画及び報告、予算及び決算、規約の改廃、役員の選出その他重要事項を審議し、決定する。

4 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(理事会)

第 16 条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、本会の運営に関することを協議する。

(専門部会)

第 17 条 専門部会は、必要に応じて部長が招集する。

2 専門部会は、所管事項について協議し、企画・運営にあたる。

3 専門部会は、必要に応じて、顧問及び学識経験者の出席を求めることができる。

(正副部長会)

第 18 条 正副部長会は、必要に応じて会長が招集する。

2 正副部長会は、各専門部間の調整等に関することを協議する。

3 正副部長会は、会長、副会長、事務局長、専門部長、専門部副部長及び専門部事務局をもって構成する。

(その他の会議)

第 19 条 会長が必要と認める場合は、会長が任意に招集し、必要な事項を協議する会議を開催することができる。

2 その他必要に応じて、委員会を設置することができる。

(会計)

第 20 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 収入は、補助金、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

3 会費は、年会費とし、1 戸あたり 1,000 円とする。

(監査及び報告)

第 21 条 監事は、総会開催前に監査を行い、総会に結果報告する。

2 監事は、本会の運営及び活動に対する業務審査を厳正に行う。

(解散)

第 22 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 第 3 条に掲げる目的の遂行不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定

2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 23 条 本会が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決により選定されたものに譲渡するものとする。

(委任)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 22 年 8 月 23 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 23 年 3 月 9 日より施行する。ただし、第 20 条第 3 項については、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 25 年 4 月 15 日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 26 年 4 月 23 日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 27 年 4 月 23 日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成 28 年 4 月 27 日より施行する。

(施行期日)

この規約は、令和 2 年 5 月 14 日より施行する。

(施行期日)

この規約は、令和 3 年 5 月 10 日より施行する。

(施行期日)

この規約は、令和5年4月1日より施行する。

遊子川もりあげ隊組織図

会員（遊子川住民、賛同者）

監事(3名)
(新理事から選出)

会長
(新理事から選出)

顧問

副会長
(総務区長)

事務局長
(地域任用職員)

自治総務部

(構成員)
総務区長(2)
区長(11)
自主防災
正副会長(3)
消防遊子川分団
幹部(3)

福祉部

(構成員)
民生委員(1)
たんぼぼの会(1)
老人クラブ(1)
小中PTA(各1)
愛護班(1)
女性塾(1)

産業部

(構成員)
ゆすかわ塾(1)
財産区(1)
ユスモククラブ(1)
特産品開発班(1)
新泉組(1)

教育文化部

(構成員)
スポ協(2)
ゆすかわ塾(1)
新泉組(1)
女性塾(1)
婦人学級(1)

特産品開発班

グリーンツーリズム推進委員会

PR映像製作実行委員会

HP運営委員会

遊子川再編検討委員会



人にやさしく、笑顔の遊子川

暮らしにやさしく、夢ある遊子川

自然にやさしく、素敵な遊子川

遊子川集落づくり計画書

発行 遊子川もりあげ隊

(遊子川地域活性化プロジェクトチーム)

令和3年5月 制定

令和5年4月 一部改正